

環境マネジメントの詳細と環境ポリシー

環境に関する考え方

当社グループは、経済と環境が調和した持続的発展が可能な社会の構築に貢献するために、エネルギー使用の効率化などをはじめとした事業活動による環境負荷の低減に取り組んでいます。経営資源を適切に配分・活用し、地球温暖化などの環境問題を解決するための先進的な取り組みを積極的に推進し、地球環境の保護に努めています。全ての事業において地球規模および地域の環境保全を重要かつ優先すべき価値判断の基準とする方針を定めて、事業活動を遂行しています。

環境保全の方針

- ① 漏洩、汚染の予防に努め、環境保全に貢献する。
- ② 地球温暖化防止に積極的に貢献し、事業活動で排出する温室効果ガスの削減に努める。
- ③ 全ての業務で、資源の有効利用を図る。
- ④ 資材、工事、サービスなどの購入に際してグリーン調達を推進する。
- ⑤ 生物多様性の重要性を認識し、その維持に積極的に貢献する。
- ⑥ より良い環境を作り出す技術、商品の開発・普及に努める。
- ⑦ 年度基本方針を踏まえて環境目標を設定し、自組織内外の力を結集して、その達成に努める。
- ⑧ 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図る。
- ⑨ 積極的な環境情報の開示により、社外とのコミュニケーションを促進し、企業の信頼性確保と企業価値の向上に努める。

環境マネジメント体制

安全環境本部

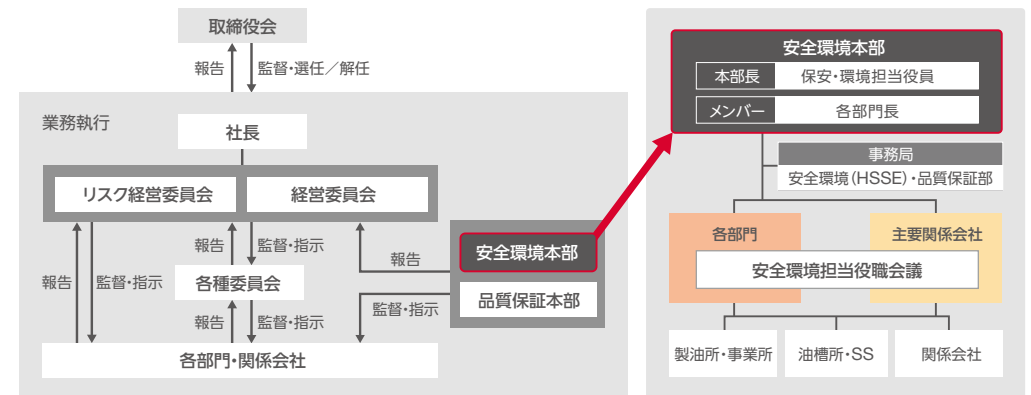
当社グループは、従来、「安全・衛生・環境」を経営の基盤と位置付けており、これらの確保・保全の取り組みを推進する「安全環境本部」を設置しています。安全環境本部は、安全環境本部長、安全環境副本部長、事業所を主管する部門長ならびに、その他安全環境本部長が指名する者と事務局で構成されています。代表取締役社長から委任を受けた保安・環境担当役員（取締役）が本部長を務め、安全衛生環境に関わる最高責任者として本部を統括し、安全環境（HSSE）・品質保証部が事務局を務めています。

本部の役割は、安全衛生環境に関わる中期計画や年度基本方針・重点課題の決定、監査などを通じた実績の把握・評価、環境マネジメントシステム（P.17）の維持・見直し・改善ならびに各部門・主要関係会社に対する継続的改善に必要な経営資源の確保の指示などです。原則として年1回、12月に開催する安全環境本部会議において、当社グループの次年度基本方針などを決定します。

上記の中期計画や年度基本方針・重点課題の決定に当たっては、事務局が前年度までの振り返りや安全衛生環境を巡る社会情勢への配慮などを踏まえて原案を作成します。この原案を各部門・主要関係会社の課長職をメンバーとする安全環境担当役員会議で審議し、本部会議で承認します。その後、本部長により決裁され、最終的に経営委員会へ報告する仕組みとなっており、経営委員会の指示・意見を反映する場合は、本部長が再度決裁します。

なお、取締役会は業務執行側からの報告を受け、気候変動を含む環境課題について監督を行います。

■ コーポレートガバナンス体制の中の安全環境本部の位置付けと安全・環境マネジメント体制



環境マネジメントの詳細と環境ポリシー

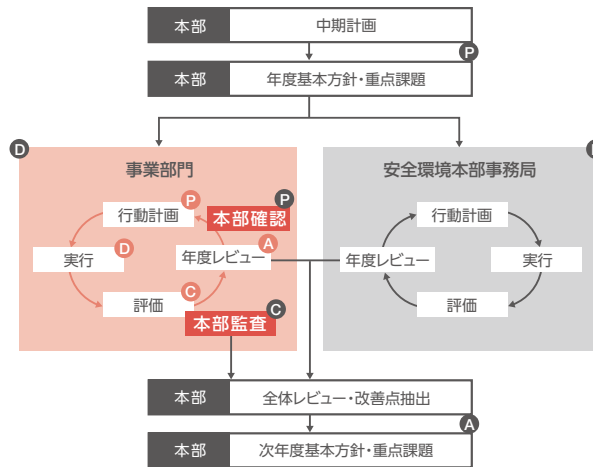
環境マネジメントシステム

当社グループの環境マネジメントシステムは、右図記載のように、安全環境本部を軸としたグループ全体の大きなPDCAサイクルと、各事業部門のPDCAサイクルを組み合わせた形で運用しています。

安全環境本部で全社の環境中期計画を策定し、それを年度基本方針・重点課題に落とし込み、その方針に基づいて、各事業部門において行動計画を策定します。

各事業部門は、行動計画に基づき事業活動を遂行し、定期的にそれら活動の評価・レビューを行うことで改善点を洗い出し、次年度の行動計画につなげるというPDCAサイクルを回しています。安全環境本部事務局においても、グループ全体の環境マネジメントシステムの運用に関して、各年で評価・レビューを行い、必要な改善点については、事業部門のレビューと同じタイミングで安全環境本部会議にて共有し、継続的な改善に結び付けています。

■ 環境マネジメントPDCAサイクル



環境教育・啓発活動

安全環境本部体制の下、グループ全体を対象とした環境教育を実施しています。また、国連の世界環境デー、環境省の推進する環境月間に合わせた環境保全の啓発活動を行っています。2019年6月にはグループ全体で地球温暖化、海洋プラスチック問題に着目して、ライトダウンキャンペーンや清掃活動などを行い、社員の環境意識向上に努めています。

■ 海岸清掃活動（お台場海浜公園）



安全環境監査

各部門・主要関係会社の活動を確認・促進させるため、当社の製油所・事業所においては、事務局が安全環境監査を年1回実施しています。他拠点においては、原則3年ごとに安全環境監査を実施しています。監査により安全環境上の改善点が見つかった場合には、事務局は1件ごとに対応計画決定からその完了までをフォローしています。また、本部長または経営層が現場に向いて行う安全環境指導・安全環境巡回を実施しています。特に、当社の製油所・事業所においては、本部長が安全環境指導・安全環境巡回を年1回実施しています。

※ 2019年度は22事業所に対して監査を実施しています。実施状況については、P.50に掲載しています。

環境コンプライアンス（環境事故件数）

2019年度は、環境事故*の発生件数は0件でした。なお、環境事故には分類されない軽微な案件に関しても捕捉し、原因を追及して再発を防止し、より確実な環境保全に努めていきます。

※ 環境事故

- ① 環境法令（条例・協定を含む）に定められている規制基準に適合しない場合
- ② 環境関連法規などで「事故時の措置」が必要と判断された事象
- ③ 行政官庁から行政処分や注意、指導、勧告などを受けた場合
- ④ 当社に原因がある事象に対して、近隣住民などの身体・生命・財産などに被害が生じ、賠償した場合